

条例等立案表

題名

徳島県立鳥居龍藏記念博物館管理規則

課(室)名

文化の森振興総局

担当者名

白杵一浩

電話番号

三二〇八

制定理由

徳島県立鳥居龍藏記念博物館が徳島県文化の森総合公園文化施設に移転することに伴い、同博物館の管理に関し、所要の規定を定める必要がある。

あらまし

- 一 徳島県立鳥居龍藏記念博物館の休館日及び供用時間を定めることとした。
- 二 その他所要の規定を定めることとした。
- 三 この規則は、平成二十二年四月一日から施行することとした。ただし、休館日及び供用時間等の利用に係る規定は、同年十一月三日から施行することとした。
- 四 徳島県立鳥居龍藏記念博物館管理規則は、廃止することとした。

予算上の措置

関係法規

法令審査会

(要)  
・否

備

考

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立鳥居龍藏記念博物館管理規則を次のように定める。

平成二十二年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 山田喜三郎

徳島県立鳥居龍藏記念博物館管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県立鳥居龍藏記念博物館(以下「鳥居記念館」という。)の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第二条 鳥居記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

一 月曜日(ただし、その日が国民の祝日に關する法律(昭和二十三年法律第一百七八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

二 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日

2 徳島県立鳥居龍藏記念博物館長(以下「館長」という。)は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。

(供用時間)

第三条 鳥居記念館の供用時間は、午前九時三十分から午後五時までとする。

2 館長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する供用時間を変更することができる。

(遵守事項)

第四条 鳥居記念館を利用する者は、徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号)及びこの規則並びに館長が別に定める利用者心得その他の規律を守らなければならない。

(入館の禁止等)

第五条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

一 泥酔者及び伝染性の疾病にかかっていると認められる者

二 前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者

(資料の特別利用)

第六条 学術その他の目的のために鳥居記念館資料の撮影、模写等をしようとする者は、あらかじめ、館長の承認を受けなければならない。

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、鳥居記念館の管理に關し必要な事項は、館長が定める。

(附則)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条から第六条まで

の規定は、同年十一月三日から施行する。

(徳島県立鳥居記念博物館管理規則の廃止)

2  
、  
徳島県立鳥居記念博物館管理規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第七号）は  
廃止する。